不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>許可等の取消、工作物除去命令等</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第７１条第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【根拠条文】
（道路管理者等の監督処分）
第七十一条　［略］
２　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
一　道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
二　道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
三　前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

【基準】
根拠条文に同じ。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>